

# 福岡県公報

令和 8 年 3 月 13 日  
第 678 号

## 目 次

### 告 示 (第155号 - 第167号)

○指定納付受託者の指定について	(教育庁高校教育課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○家畜伝染病予防法第 5 条第 1 項に基づく検査の実施に関する告示について	(畜産課)	5
○家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項に基づく注射の実施について	(畜産課)	6
<b>公 告</b>		
○福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金の承認	(先端技術産業振興課)	6
○宅地建物取引業者の免許取消し	(建築指導課)	7
○宅地建物取引業者の免許取消し	(建築指導課)	7
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	7

○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	8
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課)	8

### 公安委員会

○遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定	(警察本部会計課)	8
○運転免許取得者等教育の認定	(警察本部運転免許試験課)	9
○運転免許取得者等検査の認定	(警察本部運転免許試験課)	9

### 雑 報

○西日本宝くじの発売	(財政課)	9
○西日本宝くじの発売	(財政課)	10
○西日本宝くじの発売	(財政課)	10
○西日本宝くじの発売	(財政課)	11
○西日本宝くじの発売	(財政課)	11
○西日本宝くじの発売	(財政課)	12
○西日本宝くじの発売	(財政課)	12
○西日本宝くじの発売	(財政課)	13
○西日本宝くじの発売	(財政課)	14
○西日本宝くじの発売	(財政課)	14
○西日本宝くじの発売	(財政課)	15
○西日本宝くじの発売	(財政課)	15
○西日本宝くじの発売	(財政課)	16
○西日本宝くじの発売	(財政課)	16
○西日本宝くじの発売	(財政課)	17
○西日本宝くじの発売	(財政課)	18
○西日本宝くじの発売	(財政課)	18

### 再 掲

○令和 8 年度福岡県職員採用選考試験 (前期) の実施	(人事委員会事務局任用課)	19
------------------------------	---------------	----

# 告 示

## 福岡県告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地

(1) 名称

S P . L I N K S 株式会社

(2) 事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目1番1号 田町ステーションタワーN19階

2 指定した日

令和7年12月23日

3 対象となる歳入

県立高等学校入学者選抜入学選考料

## 福岡県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
				久留米市南一丁目441番1先から	16.0 ～		うち県道安武本国分線

久留米	県 道	藤 田 日吉町 線	前	久留米市花畑三丁目102番先まで	52.1	964.9	重用延長39.8メートル
			後	久留米市南一丁目441番1先から 久留米市花畑三丁目102番先まで	16.0 ～ 52.1	964.9	うち県道安武本国分線 重用延長39.8メートル

## 福岡県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	藤 田 日吉町 線	久留米市西町429番9先から 久留米市西町459番17先まで

## 福岡県告示第158号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所  
うきは市浮羽町新川字上長山373の1（次の図に示す部分に限る。）、字平口坂575（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 解除の理由

土地改良事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第159号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 8 年 3 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川帆柱 7 の 2、8 の 2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**福岡県告示第160号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年3月福岡県告示第357号筑豊広域都市計画下水道事業小竹公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 3 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
小竹町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
筑豊広域都市計画下水道事業小竹公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成17年1月5日から令和13年3月31日まで

**4 事業地****(1) 収用の部分**

令和3年3月福岡県告示第357号の事業地中小竹町大字勝野字草場、字井田谷、字浄光、字宮ノ下、字灸ノ坪、字牛尾ケ池、字村前、字百畝町及び字稲葉並びに大字新多字十二割地内の各字の一部において事業地を変更する。

令和3年3月福岡県告示第357号の事業地に小竹町大字赤地字赤地、字渡口、字片白、字柳原及び字赤池ノ壺の各字の一部を加える。

**(2) 使用の部分**

変更なし

**福岡県告示第161号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年2月福岡県告示第119号福岡広域都市計画下水道事業大野城公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 3 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
大野城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡広域都市計画下水道事業大野城公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和50年1月23日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地  
**(1) 収用の部分**  
令和3年2月12日福岡県告示第119号の事業地中大野城市大字中字大浦、字千照寺及び字片池の各一部、大字瓦田字汐井川、字四王寺及び字釜蓋原の各一部、大字牛頸字花無尾及び字平田の各一部、大字上大利字梅頭及び字野添の各一部、中一丁目、中二丁目、乙金東一丁目、乙金東三丁目並びに牛頸一丁目の各一部において事

業地を変更する。

(2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第162号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	寒 田 下別府 線	前	築上郡築上町大字東築城1640番11先から 築上郡築上町大字東築城1640番8先まで	6.9 ～ 8.8	19.4
			後	築上郡築上町大字東築城1640番11先から 築上郡築上町大字東築城279番先まで	6.9 ～ 17.6	37.5

**福岡県告示第163号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	寒 田 下別府 線	築上郡築上町大字東築城 1640 番 11 先から 築上郡築上町大字東築城 279 番先まで

**福岡県告示第164号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	築 城 停車場 線	前	築上郡築上町大字東築城275番先から 築上郡築上町大字東築城1640番10先まで	10.6 ～ 33.8	75.7
			後	築上郡築上町大字東築城275番先から 築上郡築上町大字東築城1640番10先まで	10.6 ～ 30.9	75.7

**福岡県告示第165号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

京 築	築 城 線 停車場	築上郡築上町大字東築城 275 番先から 築上郡築上町大字東築城 1640 番 10 先まで
-----	--------------	---

福岡県告示第166号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、腐蝕病及びオーエスキー病の発生予防並びにブルセラ症、結核、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症の発生予防のため。

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	久留米市の一部（北野町） 小郡市 古賀市 宮若市 みやま市 糟屋郡須恵町 糟屋郡久山町 鞍手郡小竹町 嘉穂郡桂川町 三井郡大刀洗町 京都郡苅田町 京都郡みやこ町の一部（旧豊津町） その他知事がヨーネ症の発生予防上検査が必要	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	1 血清学的検査（予備的抗体検出検査） 2 リアルタイムPCR検査 3 ヨーニン検査 4 疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査

	と認めた区域			
伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体及び月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンブロット検査、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査
腐蝕病	知事が腐蝕病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、知事が必要と認めたもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
ブルセラ症	知事がブルセラ症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	1 血清学的検査（酵素免疫測定検査） 2 剖検、病理組織検査及び細菌検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査
結核	知事が結核の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	1 頸部ツベルクリン皮内反応検査 2 剖検、病理組織検査及び細菌検査又は組織検体の遺伝子検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査
豚熱	知事が豚熱の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚、いのししのうち、知事が必要と認めたもの	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査、中和試験）、疫学的検査及び臨床検査その他必要な検査

				査
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家さんのうち、知事が必要と認めたもの	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査及び酵素免疫測定検査）、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査

福岡県告示第167号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する注射を受けることを命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により公示する。

令和 8 年 3 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

実施する区域	実施期日	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法
県内全域	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日	飼養している豚及びいのししであって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めたもの	皮下又は筋肉内注射

公 告

公告

福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成 4 年福岡県条例第49号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センターの利用料金を承認したので、同条第 4 項の規定により次のように公示する。

令和 8 年 3 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 名称  
福岡県立飯塚研究開発センター
- 位置  
飯塚市川津680番地41
- 利用料金の承認年月日  
令和 8 年 2 月 25 日
- 利用料金（令和 8 年 4 月 1 日以降）

(1) 研修会議室等

区 分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで	超過 1 時間ごと
多目的ホール	10,050円	13,400円	10,050円	23,460円	23,460円	33,510円	3,350円
大研修室	6,700円	8,930円	6,700円	15,640円	15,640円	22,340円	2,230円
研修会議室	1 時間につき 1,110円						

備考 この表に掲げる施設の附属設備等の額は、次のとおりとする。

品 名	単 位	金 額
ビデオプロジェクターシステム	1 式（1 時間）	1,080円
オーバーヘッドプロジェクター	1 台（1 時間）	410円

(2) 研究開発室等

品 名	単 位	金 額
	1 室が50平方メートル以下の場合 1 平方メートルにつき 1 月	2,230円

研究開発室	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,870円
	シェアオフィス…1企業につき1月18,000円（共益費込み）	
試作室	1室が50平方メートル以下の場合 1平方メートルにつき1月	2,230円
	1室が50平方メートルを超える場合 1平方メートルにつき1月	1,870円

**公告**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定に基づき、令和8年2月3日付けで次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、公告する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第19595号	株式会社おおつか 代表取締役 大塚 孟	八女市立花町谷川200番地1

**公告**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定に基づき、令和8年2月3日付けで次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、公告する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(3) 第17130号	不動産工房株式会社 代表取締役 三宅 啓介	飯塚市椋本594番地25

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 組合の名称  
那珂川市道善・恵子土地区画整理組合
- 事業施行期間  
令和3年7月27日から令和9年3月31日まで
- 施行地区  
那珂川市大字道善、大字恵子、道善五丁目、恵子一丁目、恵子二丁目及び恵子三丁目の各一部
- 事務所の所在地  
那珂川市道善五丁目38番地渡辺第一ビル201
- 設立認可の年月日  
令和3年7月14日
- 変更認可の年月日  
令和8年3月4日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡菟田町大字下新津字梶屋山1610番11及び1616番並びに字古迫1613番7及び1614番並びに大字与原字瀬越輪鳴1618番6並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
京都郡菟田町新浜町1番地34  
株式会社本田興業  
代表取締役 本田 啓一

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市下有木字桶田514番4から514番6まで、514番85から514番90まで及び514番177並びに水原字柳ヶ谷1395番5、1427番3、1427番4、1429番1、1429番3及び1429番4並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮若市下有木620番地45

トヨタ福岡株式会社

代表取締役 坂本 英之

## 公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和8年3月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社グリーンアローズ九州

糟屋郡宇美町ゆりが丘二丁目7番15号

代表取締役 瀬瀬 信吾

## 2 施設の種類及び処理能力

ガラスくず等の破碎施設

ガラスくず等 一日当たり 135 t

## 3 設置場所

糟屋郡宇美町ゆりが丘二丁目1番3外5筆

## 4 指定地域

糟屋郡宇美町ゆりが丘、原田及び障子岳南の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

## 5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課

## 6 縦覧の期間

令和8年3月13日から令和8年4月13日まで

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第59号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和8年3月13日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
株式会社ゾーン	代表取締役 金村 楨太	ゾーン本城店	北九州市八幡西区本城東5丁目2番33号	北九州市八幡西区本城東5丁目2番33号
株式会社ゾーン	代表取締役 金村 楨太	ズーム本城店	北九州市八幡西区本城東5丁目2番33号	北九州市八幡西区本城東4丁目10番14号
株式会社ゾーン	代表取締役 金村 楨太	ゾーン宗像店	北九州市八幡西区本城東5丁目2番33号	福岡県宗像市土穴1丁目3番1号
株式会社ゾーン	代表取締役 金村 楨太	ゾーン行橋店	北九州市八幡西区本城東5丁目2番33号	福岡県行橋市西宮市3丁目3番1号
株式会社ゾーン	代表取締役 金村 楨太	ゾーン行橋今井店	北九州市八幡西区本城東5丁目2番33号	福岡県行橋市大字今井1130番地
株式会社ゾーン	代表取締役 金村 楨太	ゾーン苅田店	北九州市八幡西区本城東5丁目2番33号	福岡県京都郡苅田町磯浜町1丁目10番7号
株式会社ゾーン	代表取締役 金村 楨太	ズーム太宰府店	北九州市八幡西区本城東5丁目2番33号	福岡県太宰府市高雄1丁目3703番1号

**福岡県公安委員会告示第60号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づき、運転免許取得者等教育を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月13日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
学校法人久留米工業大学 福岡県久留米市上津町2192番地 萩原 重信	久留米自動車学校 福岡県久留米市上津町2192番地	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和8年 2月19日

**福岡県公安委員会告示第61号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定に基づき、運転免許取得者等検査を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年3月13日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
日本地所建設株式会社 北九州市八幡西区御開三丁目38番1号 行實 悟	八幡自動車学校 北九州市八幡西区御開三丁目38番1号	認知機能 検査 同等方法	認定認知 機能検査	令和8年 2月19日
学校法人久留米工業大学 福岡県久留米市上津町2192番地 萩原 重信	久留米自動車学校 福岡県久留米市上津町2192番地	運転技能 検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和8年 2月19日

**雑 報**

**西日本宝くじ事務協議会告示第1号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2519回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2519回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和8年4月1日から  
令和8年4月21日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和8年4月24日
- 7 当せん金支払開始日 令和8年4月29日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	2 本
前 後 賞	2,500,000 円	4 本
組 違 い 賞	100,000 円	78 本
2 等	300,000 円	40 本
3 等	30,000 円	800 本
4 等	5,000 円	4,000 本
5 等	1,000 円	40,000 本
6 等	100 円	400,000 本

9 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

- ない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第 2 号**

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第 2520 回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第 2520 回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 160,000,000 円  
80 万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200 円
- 5 発 売 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から  
令和 8 年 4 月 14 日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和 8 年 4 月 1 日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	8 本
2 等	50,000 円	80 本
3 等	10,000 円	2,400 本
4 等	2,000 円	4,000 本
5 等	200 円	80,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第 3 号**

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第 2521 回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第 2521 回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000 円  
100 万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200 円
- 5 発 売 期 間 令和 8 年 4 月 15 日から  
令和 8 年 4 月 28 日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和 8 年 4 月 15 日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	20 本
2 等	50,000 円	100 本
3 等	10,000 円	3,500 本

4	等	2,000 円	7,500 本
5	等	200 円	100,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第 4 号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2522回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2522回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和 8 年 4 月 22 日から  
令和 8 年 5 月 5 日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和 8 年 5 月 11 日
- 7 当せん金支払開始日 令和 8 年 5 月 16 日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	24 本
2 等	300,000 円	25 本
3 等	30,000 円	500 本
4 等	5,000 円	2,500 本
5 等	1,000 円	25,000 本
6 等	100 円	250,000 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第 5 号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2523回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2523回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
150万通

- 4 証 票 金 額 1 枚 200円  
 5 発 売 期 間 令和 8 年 4 月 22 日 から  
 令和 8 年 5 月 12 日 まで  
 6 当せん金支払開始日 令和 8 年 4 月 22 日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	2,000,000 円	15 本
2 等	50,000 円	150 本
3 等	10,000 円	5,250 本
4 等	2,000 円	11,250 本
5 等	200 円	150,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第 6 号**

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第 2524 回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第 2524 回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及び所在地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5

- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
 150万通  
 4 証 票 金 額 1 枚 200円  
 5 発 売 期 間 令和 8 年 5 月 13 日 から  
 令和 8 年 6 月 9 日 まで  
 6 当せん金支払開始日 令和 8 年 5 月 13 日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	9 本
2 等	50,000 円	60 本
3 等	10,000 円	5,250 本
4 等	2,000 円	15,000 本
5 等	200 円	150,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第 7 号**

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第 2525 回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第 2525 回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和 8 年 5 月 27 日から  
令和 8 年 6 月 9 日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和 8 年 6 月 12 日
- 7 当せん金支払開始日 令和 8 年 6 月 17 日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000 円	1 本
前 後 賞	5,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	24 本
2 等	300,000 円	25 本
3 等	20,000 円	500 本
4 等	5,000 円	2,500 本
5 等	1,000 円	25,000 本
6 等	100 円	250,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第 8 号**

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第 2526 回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

- 令和 8 年 3 月 13 日  
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において
- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
- 1 名 称 第 2526 回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
10万通 20組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和 8 年 5 月 31 日から  
令和 8 年 6 月 16 日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和 8 年 6 月 19 日
- 7 当せん金支払開始日 令和 8 年 6 月 24 日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	19 本
2 等	500,000 円	20 本
3 等	10,000 円	2,000 本
4 等	2,000 円	20,000 本
5 等	200 円	200,000 本
幸運のクーちゃん賞	30,000 円	600 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第 9 号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2527回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2527回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和 8 年 6 月 10 日 から  
令和 8 年 6 月 30 日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和 8 年 7 月 3 日
- 7 当せん金支払開始日 令和 8 年 7 月 8 日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	24 本
2 等	300,000 円	75 本
3 等	10,000 円	750 本

4 等	5,000 円	2,500 本
5 等	1,000 円	25,000 本
6 等	100 円	250,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第10号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2528回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2528回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和 8 年 6 月 17 日 から  
令和 8 年 6 月 29 日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和 8 年 7 月 3 日
- 7 当せん金支払開始日 令和 8 年 7 月 8 日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	24 本
2 等	1,000,000 円	50 本
3 等	5,000 円	2,500 本
4 等	2,000 円	25,000 本
5 等	200 円	250,000 本
特 別 賞	10,000 円	750 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第11号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2529回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2529回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 360,000,000円  
180万通

- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和8年6月17日から  
令和8年7月14日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和8年6月17日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	2,000,000 円	18 本
2 等	50,000 円	72 本
3 等	10,000 円	900 本
4 等	2,000 円	7,200 本
5 等	200 円	540,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第12号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2530回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2530回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 240,000,000円  
120万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和 8 年 7 月 15 日から  
令和 8 年 8 月 4 日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和 8 年 7 月 15 日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	24 本
2 等	50,000 円	120 本
3 等	10,000 円	4,200 本
4 等	2,000 円	9,000 本
5 等	200 円	120,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第13号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2531回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称 第2531回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和 8 年 8 月 1 日から  
令和 8 年 8 月 25 日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和 8 年 8 月 28 日
- 7 当せん金支払開始日 令和 8 年 9 月 2 日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	30 本
3 等	30,000 円	600 本
4 等	5,000 円	3,000 本
5 等	1,000 円	30,000 本
6 等	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示14号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2532回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2532回西日本宝くじ  
2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5  
3 発売総額及び通数 360,000,000円  
180万通  
4 証 票 金 額 1 枚 200円  
5 発 売 期 間 令和8年8月19日から  
令和8年9月8日まで  
6 当せん金支払開始日 令和8年8月19日  
7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	36 本
2 等	10,000 円	9,900 本
3 等	200 円	180,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2533回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 8 年 3 月 13 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長  
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2533回西日本宝くじ  
2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5  
3 発売総額及び通数 800,000,000円  
10万通 40組  
4 証 票 金 額 1 枚 200円  
5 発 売 期 間 令和8年8月26日から  
令和8年9月15日まで  
6 抽 せ ん 日 令和8年9月18日  
7 当せん金支払開始日 令和8年9月28日  
8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	39 本
2 等	300,000 円	80 本
3 等	10,000 円	12,000 本
4 等	1,000 円	40,000 本
5 等	200 円	400,000 本
十 五 夜 賞	30,000 円	1,200 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

- ない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第16号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2534回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2534回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 240,000,000円  
120万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和8年9月9日から  
令和8年10月6日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和8年9月9日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	2,000,000 円	12 本
2 等	50,000 円	72 本
3 等	10,000 円	4,320 本
4 等	2,000 円	9,600 本
5 等	200 円	120,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第17号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2535回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和8年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2535回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和8年9月23日から  
令和8年10月20日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和8年10月23日
- 7 当せん金支払開始日 令和8年10月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	2 本
前 後 賞	2,500,000 円	4 本
組 違 い 賞	100,000 円	48 本

2	等	300,000 円	25 本
3	等	10,000 円	250 本
4	等	5,000 円	2,500 本
5	等	1,000 円	25,000 本
6	等	100 円	250,000 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**再 掲**

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**公告**

福岡県職員採用選考試験（前期）を別表のとおり実施する。

令和 8 年 2 月 26 日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

令和 8 年度福岡県職員採用選考試験（前期）

職種・区分	職務内容	採用時 勤務予定場所	受 験 資 格			試験日	選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	試験案内等 の配布場所	試験の申込先	そ の 他	
			分析化学、環 境化学、環境工 学、放射線等に 関する学科	大学院（修士課程 又は博士課程前期） において、左に掲げ る学科等を修めて修 了した者若しくは令 和 9 年 3 月までに修 了見込みの者又はこ れと同等以上の能力 を有する者	①昭和52年4月2日 から平成15年4月1 日までに生まれた者 ②平成15年4月2日 以降に生まれた者であ って、大学院（修 士課程又は博士課程 前期）において、左 に掲げる学科等を修 めて修了した者又は 令和9年3月までに 修了見込みの者				日本国籍を有 する者、又は日 本国籍を有しな い者であっても、 現に日本に 永住している者	発表日					発表の方法
研究職員 (化学D)	環境保全（大気、水 質、土壌、廃棄物及び 放射線等）に関する調 査、試験及び研究	保健環境研究 所				第 1 次	研究職員及び 職業指導員は 専門試験 論文試験	福岡市 東京都	第 1 次	7 月 上旬	インターネットに より、令和 8 年 4 月 24 日から令和 8 年 5 月 15 日まで	①福岡県人事委員会事 務局 ②福岡県庁 1 階総合案 内、県民情報センター ③アクロス福岡 2 階 文化観光情報ひろば ④福岡市役所 1 階 福 岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡 県事務所 ⑥県内の県の出先機関	福岡県人 事委員会事 務局	この試験の 問合せは、福 岡県人事委員 会事務局に行 うこと。 試験の詳細 については、 別に試験案内 を交付する。	
航海	船舶の運転、漁業取 締り及び調査観測業務	農林水産部水 産局漁業管理 課、 水産海洋技術 センター		五級海技士（航 海）以上の免許を有 する者又は令和 9 年 6 月までに免許を取 得する見込みの者	昭和52年4月2日 以降に生まれた者	第 1 次	船員は 基礎能力試 験	福岡市 東京都	第 1 次	7 月 上旬					
機関	船舶の機関の運転、 漁業取締り及び調査観 測業務			五級海技士（機 関）以上の免許（内 燃機関の限定を含 む。）を有する者又 は令和 9 年 6 月まで に免許を取得する見 込みの者											
機械・メカトロ ニクス系	機械・電気保全、制 御機器組立て、シーケ ンス制御、汎用工作機 械、NC工作機械による 切削加工、機械設計・ 製図等に関する職業訓 練指導			職業能力開発促進 法第28条による職業 訓練指導員免許を有 する者又は同免許の 取得資格を有する者	昭和39年4月2日 以降に生まれた者	第 2 次	研究職員は 人物試験 資格調査 船員は 作文試験 人物試験 資格調査	職業指導員は 福岡県内 上記以外は 福岡市	最 終	9 月 上旬					
情報処理系	コンピューターによ る業務処理及びプログ ラム設計等に関する職 業訓練指導	県立高等技術 専門学校、福岡 障害者職業能 力開発校		機械・メカトロ ニクス系は機械科 の職業訓練指導員 免許 情報処理系は情 報処理科の職業訓 練指導員免許			船員は 作文試験 人物試験 資格調査								
金属加工系	金属の接合及び加工 等の金属加工（溶接ロ ボット等）に関する職 業訓練			金属加工系は溶 接科の職業訓練指 導員免許			職業指導員は 実技試験 人物試験 資格調査								
社会福祉系	「介護福祉士」国家 試験の受験を見据えた 「実務者研修」、並び に介護職の現場で必要 とされる実践的能力に 関する職業訓練指導			社会福祉系は介 護サービス科の職 業訓練指導員免許											

(注 1) この試験を受験できない者  
 ・地方公務員法第 16 条に該当する者  
 ・職業指導員については、職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消の日から 2 年を経過しない者

(注 2) 上表中、「大学」、「大学院」とは学校教育法に規定する大学、大学院その他人事委員会が認めるものをいう。